

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	森・濱田松本法律事務所 弁護士 藤原 総一郎 森田 恒平
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年10月12日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社メガネスーパー
証券コード	3318
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（JASDAQスタンダード）

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	眼鏡・補聴器革新株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区港区虎ノ門四丁目1番28号
事務上の連絡先及び担当者名	森・濱田松本法律事務所 弁護士 根本 敏光
電話番号	03 6266 8529

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成27年6月24日
訂正箇所	下記に誤りがあったため 表紙 【根拠条文】 【変更報告書提出事由】

（訂正前）

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の23第1項

（訂正後）

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項

（訂正前）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

保有株検討の内訳の1%以上の変更

（訂正後）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株式等保有割合の1%以上の減少